

## 第2号被保険者にかかる介護保険料について

第2号被保険者にかかる介護保険料については、各医療保険者が医療保険各法の規定により、医療保険の給付に充てられる保険料と一体的に徴収しており、徴収した介護保険料は納付金として社会保険診療報酬支払基金（以下支払基金という。）に納付している。

納付金は、市町村の介護保険財政のうち、第2号被保険者負担分（注）として支払基金から交付される介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金（平成18年度より）に充てられている。

（注）第2号被保険者負担分は、平成12～14年度は33%、平成15～17年度は32%、平成18～20年度は31%、平成21年～23年度は30%の負担となっている。

### 1. 介護給付費納付金収納額の推移

（単位：億円）

医療保険別	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
協会けんぽ	3,927	4,340	3,960	4,398	5,246	5,954	6,029	6,074	5,920	6,218
船員保険	34	36	27	30	33	30	31	33	30	32
共済組合	1,004	1,119	1,085	1,266	1,496	1,682	1,697	1,676	1,590	1,631
健保組合	3,135	3,432	3,189	3,662	4,292	4,758	4,879	4,948	4,818	5,086
国民健保	4,388	4,962	4,880	5,705	6,876	7,756	7,828	7,490	6,755	6,550
合計	12,489	13,889	13,141	15,062	17,942	20,180	20,464	20,222	19,113	19,518

※上記数値は各制度別に各事業年度(5月～4月)に実際納付された額。

※上記数値は億円未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

※出典：社会保険診療報酬支払基金「平成21事業年度介護保険特別会計付属明細書」より

※平成20年10月1日、全国健康保険協会（協会けんぽ）が設立。以前は、政府管掌健康保険。

### 2. 第2号被保険者数の推移

（単位：万人）

医療保険別	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
協会けんぽ	1,329	1,307	1,288	1,271	1,269	1,284	1,286	1,306	1,334	1,338
船員保険	10	10	9	8	8	8	7	7	7	7
共済組合	350	353	353	353	353	355	355	350	350	356
健保組合	1,066	1,049	1,029	1,019	1,021	1,023	1,030	1,059	1,080	1,080
国民健保	1,553	1,564	1,586	1,610	1,621	1,606	1,560	1,511	1,470	1,452
合計	4,308	4,282	4,264	4,262	4,272	4,276	4,239	4,233	4,240	4,233

※上記数字は社会保険診療報酬支払基金が納付金額を確定するために医療保険者から報告を受ける「第2号

被保険者等報告書」を集計したものであり、各年度内の月平均値である。

※上記数値は万人未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

※平成20年10月1日、全国健康保険協会（協会けんぽ）が設立。以前は、政府管掌健康保険。

### 3. 第2号被保険者一人当たり負担見込額等の推移

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
概算 納付金	年額	28,915円	32,425円	35,019円	36,513円	41,665円	45,054円	47,578円	49,476円	49,633円	50,246円	52,107円	54,191円
	月額	2,410円	2,702円	2,918円	3,043円	3,472円	3,755円	3,965円	4,123円	4,136円	4,187円	4,342円	4,516円
確定 納付金	年額	24,901円	31,764円	36,093円	38,356円	41,688円	43,417円	43,145円	45,323円	47,330円	49,119円	—	—
	月額	2,075円	2,647円	3,008円	3,196円	3,474円	3,618円	3,595円	3,777円	3,944円	4,093円	—	—

(注)年額については、厚生労働大臣が毎年官報掲載により公示している医療保険者が納付金の算定に用いるための第2号被保険者一人当たり負担見込額または負担額であり、月額は年額を12月で除して四捨五入したものである。